

令和2年4月10日

店頭での感染防止に向けた留意事項

令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」において、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、必要な業務について、店舗を開いて継続いただくよう要請させていただいたところです。

金融機関におかれても、店頭における感染防止に向けた対応に努めていただいていると考えておりますが、特に、来店者が集中することが予想される特定の日がある場合には、感染リスクが高まることを考慮し、店頭等における感染防止策の一層の徹底を図るよう、貴協会会員等に対して周知方よろしくお願いいたします。